

海外企業の販売拠点設置義務付けへ = 飼料・同添加物管理条例改正案

国務院法制弁公室が2月20日に「飼料及び同添加物管理条例」(改正案パブリックコメント)を公表した。

中国ではメラミン混入の飼料など違法な飼料添加物による人体への健康被害が過去に広範囲で発生した。このことを受け、同添加物に対する規制を強化する内容となっている。第2章の『審査決定と輸出入管理』では、中国で飼料、同添加物を販売する海外の企業や個人は、中国国内に販売店を設置するか、または中国国内の代理店に委託するなど販売拠点の設置が義務付けられている。また包装されたものにはこの条例で規定された中国語のラベル貼付が義務付けられる。輸入飼料、輸入添加物の検査検疫に加え、その包装と中国語ラベルも審査対象となる。(第14条)

農政行政主管部門は新しい飼料・同添加物の監視期間を設け、監視期間内はその新しい飼料・同添加物についての他の審査申請を受理しない。監視期間は最長で5年を超えてはならない。(第11条)

中国に初めて輸出する輸出者は、国務院の農業行政主管部門に申請し、輸入登記証を得る必要があると規定している。輸入登記証の有効期限は5年。(第12条)

第3章の生産、経営、使用管理では、生産企業は5年ごとの免許更新が義務付けられる。(第17条)

国務院の農業行政主管部門が発表した飼料原料リスト及び同添加物品目リスト以外の物資を使つての生産は禁止される。飼育者は使用の過程で、飼料原料リスト及び同添加物品目リスト以外の物質を添加してはならない。また、生産者と販売者は飼料・同添加物に関する規定の情報の保存が義務付けられている。(第19条)

生産者は社内に品質管理組織を設置し、生産過程の管理及び生産記録と製品のサンプル保存が義務付けられる。(第20条)

第4章の法的責任では、飼育者に情状の余地がある場合、是正を命じたうえ違法に使用された製品と不法な添加物質が没収される。情状が重い場合は1万元以上5万元以下の罰金が科される。個人は5000元以下の罰金となる。(第43条)